



第 22 期第 21 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 5 年 12 月 7 日

第22期 第21回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年12月7日(木) 午後2時から

2 場 所 静岡中央ビル5階 第1会議室(静岡市葵区追手町9-18)

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし)に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について

イ くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

(2) 指示事項

ア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止について

イ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について

(3) 報告事項

ア 知事許可漁業の要望回答後の状況について

イ 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について

(4) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	西原 忠	橋ヶ谷善彦	日吉 直人
	内山 希人	高田 充朗	金指 治幸	原 剛
	渡邊 俊了	鈴木 伸洋	李 銀姫	安間 英雄
	三浦 綾子	眞鍋 淳子	影山 佳之	
Web 参加委員	田口 さつき			
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事 務 局	伊藤 円	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○伊藤事務局長

ただいまから、第22期第21回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。また、本日、田口委員はWeb参加となっております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○市川主任

事務局の市川です。先ず、こちらの会場についてですが、飲食可能となっております。水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお話しく願います。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。鈴木会長、よろしくお願いたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思っております。

それでは私からです。主力のキンメ漁は相変わらず、うまくないですが、ここ1週間は多少潮の流れが変わってきて、稲取では少しずつキンメが揚がるような潮の流れになっています。

ただ悲しいことに、下で魚が掛かると同時に、バラムツが魚を食べたり、仕掛けをとったり、上へ上がるとイルカに食べられたりと、外的要因の被害が非常に大きいです。すんなり揚れば多少の水揚げがあるのですが、他の魚たちにいじめられています。

前回や前々回のニュースで、テングサが好調だと話しまし

たが、全て入札が終わって稲取で約1千万円の水揚げがありました。伊豆漁協全体ですと、磯枯れという中でもテングサは生き残っていて、約1億2千万円の水揚げがありました。稲取の方は以上です。

○橋ヶ谷委員

小川の橋ヶ谷です。さばの棒受けたもすくいですが、潮の流れの影響で棒受け網は1回もやっていません。伊豆諸島北部、大島から利島で、たもすくいをやっていますけれども、一番高い時に比べると、水温が8から9℃くらい下がって、量が獲れると期待したのですが、漁獲量は少ないままです。

たもすくいなので、多少の風でも出られるので、航海数だけは増えています。ですが、漁獲量は変わらないので、経費がかさみ、儲けはありません。最近、誰が勝手に、水温が高過ぎるからサバがいなくなったと言ったのかと恨み節です。以上です。

○日吉委員

定置の日吉です。伊豆東海岸では、カンパチがここ3週間くらい揚がっています。1回、サンマのナブラが40キロから50キロくらいあったのですが、それから顔を見せていないです。本来だったら11月の中頃から2月頃まで、伊豆の東海岸ではサンマをたくさん獲るのですが、サンマ資源の減少が中部太平洋にも影響しているのかなと思うところです。

それと同じように、スルメイカも、本来だったら盛漁期に入ってたくさん獲れる時期ですが、全国の資源状況の影響かパツとしない状況です。

それとは変わって、カンパチが獲れて、良い値段なので水揚げ金額的には伸びていて、ソウダもまだ続いていて、良い値段です。

また、今日初めて、大サバも獲れました。700から800グラムくらいのゴマサバですが、1トンくらい入りました。今年初めて良いサバが見れたのかなという感じです。以上です。

○高田委員

いとうの高田です。キンメは、漁場が大島に寄った所で少し揚がったのかなという状況です。先程言ったバラムツ、イルカの被害に関しては、伊東も同じような状況です。

今、日吉委員が言ったように、市場に行くと、カンパチ、アオリイカが、10月、11月になって、少しまとまって入ってきたのが見受けられます。

あとは、サバの中にヒラサバが少しずつ混じってきている状況です。ヒラサバとゴマサバがよく見れます。なかなか良いサバが獲れています。

それから、定置では、11月頃からクエが見えているので放流の効果か出ているようです。イセエビは水温が下がったので、どこもあまり良くないです。以上です。

○金指委員

沼津の金指です。まき網です。参考までに、今年の11月、12月でサバは、うちの船だけで150トン獲ってました。今年に関しては11月と12月で200トン。昨年と同じ、もしくはそれ以上です。ウルメは11月12月で昨年200トン、今年は300トン。

11月は、加工サバが異常な値段をしていたので、この後の反動が怖いです。

あと、沼津のシラスは、あまり良い話は聞いていません。定置も良い話は聞いていません。以上です。

○原委員

由比港の原です。11月からサクラエビ漁が始まりました。今までは、11月はほとんど量がないような状態だったのですが、すけれども、今は、11月、12月の夕べまでで、127トン。そのうち87トンが4、5、6の直近3日間で獲ることができました。

その要因として11月は水温が高くて、広く見えていたのですが、それがなかなか量に反映されないような状態でした。それが先週から風が吹いたので、水温が下がって、今週から良くなりました。

このままこれから出て、その後も陽気が良いければ、もう少し獲れるのかなど。最終的に何トンでやめるかを皆で相談しながらやっっていこうと思っています。以上です。

○西原委員

南駿河湾漁協の西原です。水温が18℃あるかないかくらいになりました。シラスが、昨年より、量で2割程度少なく、金額は2割程度多いという状態です。1日行って2、3日

程度休んで、また漁をするという感じです。値段は6万程度を維持しているものですから、獲る船と獲らない船の差が大きくなっています。

キンメは出ない日もあって、週に1から3日程度の出漁です。

カツオは、三重の19トンが先週最後の漁が終わりました。今年は曳き縄カツオも潮がなくて、全然だめな状態で、漁船はヨコワを狙っていますが、量は大したことないです。

イセエビに関しては、磯焼けで今後の漁がどうなるのかなど。9月の29℃の高水温が1ヶ月程続いたので、カジメが根こそぎ残っていないという、磯焼けの状態です。浅いところしか調査していませんが、深いところに残っていれば復活を期待するという状態です。

定置に関しては、高田さんからもありましたが、この時期にしては、異常なほどアオリイカが多いです。50年の経験の中で、こんなに多い年末は初めてです。

今年は、いろんなことで、今までの旬とかが当てはまらない年になっているものですから、どんなものが獲れるかがこの先読めません。

ナマコは、まだ水温が高いので、全然だめです。以上です。

○内山委員

浜名の内山です。遠州灘のシラス、魚網ですが、全然獲れない状態です。伊勢湾でシラスが獲れている関係でしょうか、シラスのボウラ単価が少し下がりました。西原委員が言われたとおり、今までは6万くらいしていましたが、最終的には4万で、2万近く下がりました。

浜名湖のシラスウナギですが、一度行っても数が入らないものから、漁に出していない状態です。

アサリもやはり不漁で、獲りに行っている人は全然いません。それから、カキの生育なんですけど、ちょっと悪くて小ぶりの状態で、業者の方も苦勞しています。良い報告をしたいのですが、そんな状態です。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。トラフグに関しては、11月が1回の漁で、70から50匹くらい釣れまして、小さいので単価が1,800円くらいと安かったのですが、12月に入りまして、量

自体は少なくなりました。1回の漁で20から25匹くらい。

昨日、出ましたけれども、全体的に量が少なくて、小さい1,800、2,000円くらいだったものが、初めて4,000円を超えたくらいで、2、3キロで雄だと分かっていれば1万円を超えるくらいという感じです。

去年のことを思えば、値段は少し安いですが、行けば何とか量はあるので、悪くはないという状態です。以上です。

○鈴木会長

どうもありがとうございます。良い話、悪い話とありましたが、今までと違って、悪い話ばかりではないというのが救いです。

余談ですが、12月1日からタカアシガニが解禁になりまして、稲取にも1隻ありますが、話を聞くと、3、4日やって、日増しに悪くなっているとのこと。南伊豆の方はそんなに分からないのですけれども、ちょっと先行きが怪しいです。

それでは、本日の議事録署名人を、金指委員と鈴木伸洋委員にお願いいたします。

今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項のア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

事務局の池谷です。議題（1）諮問事項のア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

座って説明させていただきます。資料1をご覧ください。

まず、資料の構成を御説明します。1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが県公報告示案、4ページが国からの配分通知、5ページ、6ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の7ページが知事からの諮問文となっております。

1 ページの 1 の概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。

まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について、資料 4 ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和 6 管理年度のさんま、まあじ、まいわしの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた根拠については、5 ページの考え方とおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

次に 1 ページへお戻りください。1 概要の 2 段落目【知事管理漁獲可能量（案）】について説明いたします。

ただ今、説明したとおり、さんま、まあじ、まいわしの 3 魚種について、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲量を令和 5 管理年度と同様に表の 1～3 のとおり「現行水準」と定めることに承認いただきたいと思います。

施行の際は、3 ページの内容により県公報に告示するとともに、県 HP で公表いたします。

なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

1 ページ下部の参考【県資源管理方針の制定】については、説明を省略いたします。今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、県方針の変更は不要となります。

それでは資料 2 ページの諮問事項を御覧ください。特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、いずれの魚種においても、知事管理漁獲可能量を現行水準と定めることについて、御審議いただきたいと思います。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見

等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、諮問事項のア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）に関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項のイ くらまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしく申し上げます。座って説明いたします。

お手元の資料2を御覧下さい。今回は、小型魚、それから大型魚の知事管理区分の数量を変更する旨の諮問をいたします。内容は留保解放と県内異業種間融通となります。それでは資料に沿って御説明いたします。

I 経緯の【資源管理の経緯】についてですが、こちらについては以前から継続して御説明しておりますので割愛いたします。

その下の【資源管理にかかる近年の状況】を御覧ください。くらまぐろの数量管理については、ゴシック体、下線部分のとおり、オーバーせずかつ高い消化率で管理期間を終わらせることが翌年の自県枠確保、これは繰越し処理後の再配分

で、後から追加の配分を多く受けるために必要なこととなっております。特に本県のような、当初数量が少ない県にとっては重要です。

これを大前提としてその下のⅡの諮問事項の説明に移ります。今回の諮問は、知事管理漁獲可能量の内訳、区分の数量変更となります。

まず、(1) 小型魚の状況について説明いたします。漁業種別別に採捕状況を記載しておりますが、定置漁業から御説明します。小型魚は4か月ごとの管理期間を設けて小分けの管理をしていますが、定置漁業では8月から11月末までの期間別採捕量は2.1トンで、最終消化率は29%でした。このため、前回の海区委で諮問し答申を得た一定条件下、すなわち11月末までの間に、という条件下での留保解放は行いませんでした。

なお、この期間の残枠5.0トンを翌期間へ繰越し処理したことにより、12月から翌年3月までの漁獲枠は5.4トンとなりました。ただ、これだけ枠があっても、過去の経験から大量入網があれば放流を続けていても管理が困難となる状況が想定されます。というよりは依然として私はその状況を恐れています。このため、後ほど説明しますが、今回も条件付きの留保解放を諮問したく存じます。

次に漁船漁業等になりますが、8月から11月末までの期間別採捕量は2.9トン、消化率48%で終了し、3.2トンを繰越ししました。現在の枠は12.9トンとなっています。現時点で魚体の大きさや他魚種との値段の関係で小型魚目的で県内で1日に数トン水揚するといった状況にないことから、群れの来遊があっても、次回1月の海区委までの間は、という意味合いですが、枠内で対応可能であると想定し、漁船漁業等への留保解放はない方向で考えております。

なお、融通制度の活用については、今年度、残り2回程度の機会がありますので、必要があれば適宜活用したいと思っております。

それでは今回の小型魚にかかる諮問事項です。今回の諮問(ア)の考え方は前回の諮問と同様です。今の管理期間、令和6年3月末までの定置漁業における期間消化率が80%に達した場合には、県留保枠のうち1.4トンを定置漁業に配分

したいと思います。この1.4トンは県留保を、当初配分の時のように過去の漁獲比率で定置と漁船を分けた時の数値となります。ここまでは前回の海区で、11月末までを対象として諮問した内容と同じです。

ただ、過去、1トン程度の留保解放だけでは、群れの来遊に対応仕切れなかった年がありましたので、現在の採捕・放流状況を考慮し、当該方法に基づく定置漁業への留保解放は最大2回まで、トータル2.8トンまで可能としたいと思います。

次に大型魚です。まず、漁船漁業等においては12月から漁期が始まったところですので状況含め御説明します。丁度、一昨日漁が始まりました。昨日と今日と水揚がありまして、はえ縄漁業で0.2トンを、曳き縄釣り（ジャンボ）で1.35トンを採捕したところです。定置漁業においては、大型魚の漁獲実績0.8トンのまま変わりません。

大型魚の今回の諮問内容ですが、漁船漁業等では既に漁が始まっており枠を有効利用していけるように、という内容となっております。

まず、(イ)の内容、例年こういった形で留保を解放しております。県全体で枠消化に余裕があるとみて、留保全体の2.4トンをはえ縄漁業に配分します。この配分方法は、漁業者間で取決められたルールに基づくものとなります。

次に、前回の海区で日吉委員から御意見いただいた、もっと柔軟に大型魚を漁船漁業等で必要な時に配分できないかという内容を(ウ)と(エ)で表したものです。(ウ)については、もともとは県としては定置に配分した枠であること、次に定置業界側から見ても定置の区分に入っていた数量であること、それから、今までも定置の枠を漁船に移転してきたという経緯が何度かありますが、いずれも業界内で合意を得てから数字を動かして良いかとの場で諮問してきた経緯がありますので、まずは業界内で合意を得るというプロセスを入れさせていただいております。

次に(エ)の内容ですが、こちらは定置から譲ってもらった数量を漁船内でどう分けるかになります。こちら昨年と同様、はえ縄とひき縄釣りで半分ずつ配分することを想定しています。

なお、参考として3ページに11月末までの漁獲枠と漁獲量、それから消化率をお示ししておりますので後ほど御覧ください。

続いてA3で綴じ込んでいます4ページには、令和5管理年度の知事管理量、採捕の種類別、期間別の割当量の変更を経過とともにお示ししています。こちらは漁獲枠についてのものです。

表の1番左が区分。小型魚と大型魚を分けております。数値の入っている列については左にある※3が年度当初。そこから右に移るごとに数量の変更を時系列でお示ししております。現在の枠の値は中央の谷折り線の一つ右側の列、1番上に小型魚期間別処理、と書いてある部分になります。変更※6とあるもので、確定前ですが11月末までの期間終了による繰越し処理後の値となっています。ここから、右向きの矢印の先、1番右の列が今回の諮問内容となります。

小型魚は条件付きの数量変更を表していますが、備考欄の①、今回諮問アが該当します。現時点で実際に数字が動くかが分かりませんので、最大2回の処理が行われた場合の数値を小分けでお示ししております。

次に大型魚です。1番下の行にあります県留保2.4トン。漁船漁業等のはえ縄漁業に背部にします。これが②今回諮問のイに該当します。それから③、こちらは定置漁業の割当量5.6トンから点線の矢印が漁船のはえ縄漁業とひき縄釣漁業に向けて2本出ていますが、数値は未定ですので特に記載しておりません。定置の業界内で合意が得られた数値を1/2ずつ、2つの漁業に配分予定です。

以上が、今回の諮問にかかる数値の案となります。次の5ページを御覧ください。こちらには、知事から海区会長にあてた知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文、内容は諮問事項(ア)から(エ)まで具体的に記載しております。次の6ページには漁業法の関連条項等を抜粋したものを添付してございます。

なお、今回の諮問事項については、漁業法第16条第5項に記載の軽微な変更となりますので、農林水産大臣の承認は不要となり、本案が問題ない旨の答申が得られれば、大型魚の留保解放については速やかに公表手続をして、留保をはえ

縄漁業に配分する予定です。

それでは、2 ページにお戻りいただき、1 番下の 2 諮問事項を御覧ください。小型魚と大型魚の数量変更について、漁業法第 16 条第 5 項に基づき知事管理漁獲可能量を変更したので、同条第 5 項で準用する同条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。それでは、ご審議の程よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現在の漁獲状況を踏まえた上での、今回の数量変更について、皆様に御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○鈴木伸洋委員

12 月から 3 月の期間で、例年、消化率 80%を超えていたのですか。

○松浦主査

小型魚については、群れの来遊の有無や、他県からの配分などをもらったりして枠が増えたりして、8 割に達することは、昨年の令和 4 管理年度で、初めてでした。異業種がある中で、なかなかコントロールが難しいです。

大型魚については、8 割を超えるという話が出てきのは、ここ数年であります。令和 4 管理年度はぎりぎり 8 割に達しなかったのも、その反省点を活かして、今回の案を諮問させていただいています。

○鈴木伸洋委員

まだまだ、傾向として分からないですが、全体的なクロマグロの状況をみると、小型魚がかなり増えているという資源評価がいくつかあるんですけども、8 割ということで、うまいことやれば消化率を見込めるということでもよろしいで

すか。

○松浦主査

全国的に見ますと、3年くらい前からこの傾向がありまして、枠が残ってしまいそうなところは、都道府県間融通で枠を出すところがあります。また、出す前に獲れてしまうというところもあるので、全国的に8割超えが増えてきて、水産庁の説明だと、みんなやりくりが上手くなっていると言っています。

○鈴木伸洋委員

小型魚の割当分を大型魚に転用しようという話があるのですか。

○松浦主査

水産庁は、今の配分で、小型魚のうち400トンを大型魚に振替えるという作業をやっています。

それが国際会議で話が通ればですが、3倍の1,200トンまで可能になるとしています。しかし、それを全部行くと小型魚が足りなくなってしまうので、今までと同じように400トンまで振替えて、残りの800トンは希望があったところが振替えるとしています。ですが、その振替時期は5月、6月なので、その時点での判断はなかなか難しいという感じですか。

○鈴木会長

先程、松浦さんの方から、最近の漁獲報告的なものがありました。まだ伊豆地区のはえ縄船は、本格的なマグロの操業はしていないそうです。今は、下田の内側でメカジキとかキハダを対象として商売しているそうです。

0.2トンの水揚げがあった中で、1隻がおそらく様子見で行ったのではないかと思います。様子見で行って、マグロがいることを確認して、1本持ってきて、あとはリリースしたそうです。

マグロは資源的にはいるのだけれども、まだ北の方でマグロが大量に揚がっていて、相場的にまだ折合いがつかないということで、伊豆地区の漁業者は、大間の方のマグロが終わって、値が上がってから、本格的な商売になるので、まだ控えているということです。

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 鈴木会長 ありがとうございます。それでは 諮問事項のイ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。
- 続きまして、(2) 指示事項のア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止についてと、指示事項のイ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止についてですが、こちらは関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
- 池谷主幹 資料3と4の指示事項は、マダイ稚魚放流事業の実効を確保するための魚類又は水産動植物の採捕の禁止に係る指示でございますので、一括して説明をいたします。
- まず、資料3を御覧ください。「榛南地区広域型増殖場・戸田地区広域型増殖場・東伊豆地区広域型増殖場・西伊豆町における魚類採捕の禁止について」説明します。
- ①榛南地区広域型増殖場についてです。静岡県では、平成9年度沿岸漁場整備開発事業により、牧之原市の旧相良町萩間川沖合水深10～20mの海域に、マダイ稚魚の培養等を目的として、自然石を投入して広域型増殖場を整備いたしました。この地区では、この増殖場を活用し、マダイ稚魚を放流し保護培養しているところですが、天然海域に放流したマダイの稚魚が沖合に出るまでの間は、放流の効果を高めるため、稚魚の保護を必要としますので、その実効を確保するために委員会指示により、平成9年以降、魚類の採捕について禁止の措置をしております。増殖場にはマダイ稚魚が高密度に生息していることから、実効的な保護培養を期すため、マダイだけではなく魚類全体の採捕をこれまで禁止してきた

ところでは。

榛南地区と同様に、②～④の戸田地区及び東伊豆地区の広域型増殖場並びに西伊豆町田子地区及び安良里地区においても、マダイ稚魚の培養事業を行っております。

現行の指示の有効期間は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までとなっています。禁止区域については、11ページ以降を御覧ください。榛南地区の増殖場は、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域になります。

12ページを御覧ください。戸田地区広域型増殖場における禁止の区域は図中、イ、ロ、ハ、ニで囲まれた区域です。

次に、13ページを御覧ください。東伊豆地区広域型増殖場における禁止の区域は図中の基点第1号、イ、ロ、基点第2号及び海岸線で囲まれた区域です。

次に、14ページを御覧ください。西伊豆町田子地区における禁止区域は図中の基点第1号、イ、ロ、基点第5号及び海岸線で囲まれた区域です。

15ページを御覧ください。西伊豆町安良里地区における禁止区域は図中の基点第6号、ハ、ニ、ホ、基点第7号及び海岸線で囲まれた区域です。

17ページ以降にそれぞれの地区から提出された保護継続の要望書を添付しております。

3ページにお戻りください。指示の案を記載してごさいます。変更部分は、下線が引かれている告示日と指示の有効期間のみで、内容は現行指示と同じです。

指示の有効期間は、5ページの3行目のおり令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間とします。

資料3の説明は以上で終了します。

次に、資料4を御覧ください。「沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止」について説明します。この指示も資料3と同様にマダイ稚魚放流事業の実効を確保するための指示ですが、資料3は「魚類採捕の禁止」、こちらは「水産動植物の採捕の禁止」ということで、別々の指示としております。

この沼津地区幼稚仔保育場は、昭和55年度の沿岸漁場整備開発事業として、静岡県が内浦湾の久料沖に主にマダイを対象としてブロック等を設置して造成したものです。保育場

の管理は、沼津市、内浦漁協、静浦漁協、沼津我入道漁協の4者で構成される沼津地区幼稚仔保育場管理運営委員会が行っています。

この保育場には、マダイ稚魚を放流しておりますが、放流したマダイの稚魚が成長して沖合に出るまでの期間は保護措置が必要となります。そこで、放流事業の実効を期するため、昭和56年以降水産動植物の採捕に関して禁止措置が継続されています。この育成場はマダイ稚魚の保護培養だけでなく、藻場の造成も目的としていることから、魚類だけでなく水産動植物全体の採捕の禁止という内容になっています。

10ページを御覧ください。禁止区域はA区域とB区域に分かれています。A区域は幼稚仔保育場として造成された区域でございます。そのため、A区域ではマダイを放流し、そこで保育を図ることを目的として周年禁止としています。B区域では、マダイを放流直後は小さいマダイが陸岸へ集まってくる習性があることを考慮して、6月1日から12月31日までの間禁止するという内容で、これまで指示を継続しております。

2ページを御覧ください。指示の案を記載してございます。内容は、現行の指示で、変更ありません。変更箇所は、下線の引かれている2ページ冒頭の告示番号、告示日と3頁12行目の指示の有効期間となります。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いたします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行の指示内容を継続することについて、御審議いただきたいと存じます。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

帯に稚魚が一定の期間滞留しているというのが、実際の調査で分かって、ブロック等が用いられた事業が行われたわけです。

そういう中で、個々の保育場について、現状、継続的な調査は行われてはいませんので、経年的にデータが積み上がってはいないわけです。当初の調査で得られた見解をもとに保護を継続しているのだと思います。

遊漁者の関係については、比較的浅い海域ではありますけれども、直接一般の人が釣り糸を垂らせる範囲ではないですし、当然、地元の漁業者、遊漁船業者も保護区域であることを把握しているとは思いますが。

ひとつ心配なのが、小さいボートやサップなどのレジャーボートです。そういう人たちは、十分に指示の内容を知らないと思いますので、漁港周辺での一定の情報提供をすることが必要かなと思います。

その辺のレジャーの関係は、周知が難しいところなので、地元の関係者の方に、何とかしていただきたいと思います。

禁漁区という感じになっていますので、資源保護の観点からは大変重要なことだと思いますので、今後も安定的に継続していただきたいと考えています。

○金指委員

沼津地区なんですけど、不審な船も釣りも見ませんし、かなり周知をされているということで、漁協内でも問題になったことはありません。

○鈴木伸洋委員

こういうような場所を設置することで資源増大につながるのかという細かいデータが、静岡県にあるのかどうか私には分かりません。ですが、岡山県、広島県ではそういうようなデータがあります。

これは、幼稚仔の保護区域や放流場所の確保も含めてのことなので、地域的に可能であれば、保育場を設置することは基本的に重要なことだと考えています。また、それが栽培漁業を推進していくための重要な事象と捉えるべきだと思います。

特に、幼稚仔の保護区域の確保というのは非常に重要になってきますので、静岡県でも十分にそういう効果があると考

えて良いと思います。田口委員のお答えとしては考えられることは、以上であります。

○眞鍋委員 藻場ということで、そもそも生えているものを保護するというので、わざわざ植えているわけではないですね。

○伊藤事務局長 内浦の保育場については、植えているわけではなくて、もともと生えているアントクメをターゲットとしておりました。アントクメは大きくなってくるとヨコエビなどのマダイの餌となるものが付きますので、魚だけではなくて植物も含めて保護すると当時の計画では書いてあります。

○眞鍋委員 それはしっかり功を奏しているのですか。

○伊藤事務局長 はい、アントクメは沖合いに生えていますね。

○眞鍋委員 そこではマダイだけではなくて、他の魚の稚魚も集まってくるんですか。

○伊藤事務局長 そうですね。

○眞鍋委員 あと、基本的なことでは申し訳ないですが、内浦のアジの養殖とこの保育場の違いは、天然であるかないかの違いですか。

○伊藤事務局長 そうですね。内浦のアジは区画漁業権でやっております。マダイは天然資源を増やすために、こういう保育場を設置しています。

○鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは 指示事項のA 榛

南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止についてと、指示事項のイ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について、原案のとおり了承します。

それでは、1時間経ちましたので、休憩にします。前の時計の10分から開始したいと思います。

(休憩)

○鈴木会長

それでは、再開します。(3) 報告事項のア 知事許可漁業の要望回答後の状況について、事務局から説明をお願いします。

○永倉主任

水産資源課の永倉です。知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況について御説明いたします。

資料5をご覧ください。Iの背景については、前回、前々回の海区資料と同じ内容なので詳細な説明は省略させていただきます。

簡単に説明させていただきますと、現在の知事許可漁業の有効期間は3年となっていて、現在、約1800件の発給されている許可証の有効期限が来年の8月31日で満了することとなります。よって、翌日の9月1日付けで許可を更新する必要があります。

この一斉更新に当たり、漁協等の漁業団体の要望を調査し、その要望内容が水産資源の保護培養の観点や漁業調整の観点から支障がなければ、知事許可の取扱方針等に反映していくこととしております。

それではIIの知事許可漁業の一斉更新に係る要望回答後の状況についてを御覧ください。

前回の委員会において、御協議のうえ、御承認いただいた回答について、要望元の沿海漁協等に文書により回答を送付するとともに、口頭でも事務局に説明させていただきました。

袋網漁業としらす・いわし2そう船曳網漁業に係る要望については、記載されているとおり、今後、調査や調整が進んでいくかと思えます。また、潜水器漁業に係る要望について

は、その要望を認め、てんぐさ潜水器漁業を新規漁業種類として設定します。

最後に、今後の知事許可漁業の要望調査についてです。前回の委員会では漁業者委員の方を中心に、皆様から様々な御意見をいただきました。貴重な御意見ありがとうございました。

いただいた御意見も参考に、今後の要望調査では、事前に、前回の要望や要望に対する回答、最新の資源状況データ等の参考資料も提供したいと思っています。

そのうえで、要望をあげる際には、前回要望時から状況に変化があったのか、また前回の要望に対する回答や資源状況等への御意見等をうかがい、より現場の声を反映した調査を行いたいと考えています。以上、報告となります。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○西原委員

ひとつ教えていただきたいのですが、素潜り漁とか、組合長の許可を受ければできるものがあるんですね。それが良いのか悪いのか。

御前崎地区で素潜り漁をやっているのですけれども、地頭方や吉田はやっていないです。ひとつの組合になったので、やりたいと言っていますが、過去の経緯もあるので、果たしてやって良いものか。その場合について伺いたいです。

○永倉主任

素潜り漁は、漁業権の行使規則で決まることだと思います。

○伊藤事務局長

行使規則で基本的に決める話であり、潜水器漁業というのは、ボンベとかヘルメットで行うものになります。素潜りはまったく関係ないです。

○西原委員

分かりました。また今後、行使規則について組合に聞いてみます。

ですけれども、おそらくそれには理由があります。漁協が合併したからといって、浜の環境が統一されるわけではないので、行使規則はそれぞれの環境に併せてつくっていくのが筋だと思います。

○伊藤事務局長 基本的にそうなって、各漁場で行使規則が作られているはずです。

○眞鍋委員 先程の素潜りというのは、漁業者に対してであって、一般の方は自由にとれるわけではないですよ。

○永倉主任 漁業権対象種に入っているものですので、一般の方はとれません。漁業者に対してのことです。

○鈴木会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

続きまして、報告事項のイ 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹 事務局の池谷です。資料 6 を御覧ください。去る 11 月 9 日に市内中島屋グランドホテルにて全国海区漁業調整委員会連合会の第 58 回東日本ブロック会議が開催されました。当海区からは 3 ページ目の出席者名簿のとおり、鈴木会長を始め多数の委員の皆様にご出席いただきました。鈴木会長、当日は長時間にわたる会議の議事進行ありがとうございました。また、出席いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

それでは私から会議の概要を御報告させていただきます。
会議の内容は、1 ページ目の次第のとおりですが、報告事項については以前の当委員会資料配布いたしましたので添付を省略しております。今回、配付する資料は、6 議事に係る会議資料 2 のみとなります。

4 ページ目から会議資料 2 となっており、資料 2 の 2 ページ以降に各海区から提出された要望事項を要望項目別に掲

載しております。

要望項目の内訳は、2 ページに I 海区漁業調整委員会制度について1 題、II の沿岸漁業の秩序維持については要望なし、以下、目次のとおり III 太平洋クロマグロの資源管理について6 題、IV 沿岸資源の適正な利用について14 題、V 漁業法改正後の制度運用について2 題、VI 外国漁船問題等について3 題、最後に VII 海洋性レジャーとの調整等について4 題、の合計30 題となりました。これら30 題が審議の結果、全て東日本ブロックからの要望事項として採択されました。当海区からの要望事項もこの中に含まれております。

また、その他の議事でブロック内照会事項として、海の異変について各海区の情報提供を照会した結果が、会議資料2 の51 ページ以降に回答として掲載されています。

なお、会議資料2 の49 ページの東京海区からの意見照会については、会場の委員から特段の意見はなく、今後、全漁調連の役員会等において協議検討される見込みです。

今後の予定ですが、来年5 月開催予定の全漁調連総会決議に向けて、全漁調連事務局で各ブロックの要望事項をとりまとめ、正副会長会議、事務局幹事会、理事会等を経て要望書案が作成される運びとなります。

当日はこの他にサスエ前田魚店の前田さんの講演や夜の情報交換会。翌日には焼津市への視察が行われ、盛会のうちに会議、視察を終了することができました。皆様の御協力にあらためて感謝申し上げます。報告は以上となります。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

最後の東京海区の提案なんですけど、そのときに数字が出されていて、御紹介したいと思います。全国政府要望の提案

数が平成 26 年度は 38 件だったのですけれども、令和 5 年度は 62 件です。「東日本ブロック会議」での提案数だけでも、令和 3 年は 25 件で令和 6 年度は 30 件で、この 3 年だけでも 5 件増えているかたちとなっています。

新漁業法に伴って、要望が多く、そして細かくなっていて、それに対して水産庁の方が時間がないので細かく答えられないですと言っていました。それはちょっと問題だと思いました。

○鈴木会長

そのとおりです。

○眞鍋委員

お礼です。静岡県の皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

○日吉委員

少しよろしいでしょうか。会議が始まる前にサクラエビが大漁だと聞きましたが、駿河湾では大騒ぎして、富士川の濁りなど色々な話があったと思います

今日の話を知ったら、4、5 年休んだらエビが増えてきた、海を休ませたら増えてきたと感じましたが、その辺はどうですか。

○原委員

我々漁師は、量的なことよりも、操業の仕方を考えるようになりました。

2016 年、2017 年はたくさん獲っていたわけではないですが、操業の仕方といいますか、春先に連続して出漁して、3 日連続して獲ることがありました。それまでは、1 日操業したら 2 日休んでという感じでやっていました。

実は、春先からサクラエビが産卵していたと思います。6、7 月からではなく春先から産卵していたようでした。春先から産卵するエビを獲っていたんですよ。春先は休ませてとっていたら、こんなにはならなかったと思っています。量よりは操業の仕方が大事かと思っています。

量を減らしたら漁師は生活が困ってしまいます。漁師の勘と共有できる情報をもっと調査すべきです。要は、うまくバランスをとってやっていかなければ、今後の漁業は大変だと思います。結果として、そういうことを学んだ4年、5年間でした。

○影山委員

最近、県の水産職員のOBと、今回のサクラエビの不漁と今後の対応について意見交換をする機会がありました。

近年のサクラエビ不漁問題については研究会があり、いろいろな専門家の方が研究されています。環境や餌、海流などいろいろなことを検討されています。

私は、資料を直接見る機会も少なく、ほとんどは静岡新聞の熱心な報道を見ていたくらいですが、いろいろな方面から研究されたと思います。

原委員の話では再生産をうまく回していくために、漁獲時期などのバランスを考慮する必要があるとのことでしたが、その辺を科学的に総括して、次のステップへ前進できるような議論をぜひ進めて欲しいと思います。いろんな面で研究したことを総括して、次の対策を具体的に提示していただければ良いと思います。

○鈴木伸洋委員

日吉委員の今の質問なんですが、非常にクロマグロと似たところがあって、クロマグロでは、30キロが成熟するかしないかのラインです。

サクラエビは体長32ミリが、半数成熟体長です。不漁の3、4年前から漁師さんたちが獲っていた平均のサイズは、半数成熟体長でした。本来ならば、全数成熟体長を獲るべきで、そうすれば、ちゃんと子どもが残って、漁獲が続くのが理想でした。そこまで究極的にサクラエビはきていたわけです。

そのところを今回は止めたわけであって、まずは35ミリ以下のものは獲らないってところから始まって、少しずつ成果が出ています。あとは、相場など、買い手側との値段の関係もあります。そういうところが今後の課題になります。いずれにしても、ある程度の基準値は確かめられたと思います。

私は当初は獲りすぎだと言っていました。漁師さんからし

たら、バッシングだとは思いますが、私たちも反省しなければいけないところはたくさんあると思います。

科学的な情報を出して、原さんたちは、それを受け入れてくれました。今は科学的データの元で検証しながら、実際に漁をやっています。

以前も御紹介したように、黒潮大蛇行の関係があって、蛇行により栄養塩が減ると言われています。科学的にもそれがある程度説明できるようになってきました。そのような環境問題との兼ね合いでどうするかということです

今の漁師さんたちは、もうあんな目に会いたくないということがかなりあって、なのですごく気をつけていると思います。それに対して、我々も科学的なことで支援できることは、惜しみなく支援をして、漁師さんとある程度のコミュニケーションを取りながらやれたらと考えております。

○西原委員

先生がおっしゃっていたように、私は当初、獲り過ぎるから魚が減ると思っていました。

ここ何年かの流れを考えると、漁の解禁日もある程度のデータをとって、正しいのかを確認する必要があるかと思えます。

秋田のハタハタも3、4年禁漁して、復活しましたが、ここ最近は解禁日になっても0であったり、たまにドカッと獲れるくらいらしいです。

昔の環境が当てはまらない時代になっています。駿河湾とか遠州灘については、黒潮の蛇行の影響を大きく受けていて、特にシラスとかカツオの曳き縄は、大きく左右されていると思います。

もうこれは、蛇行どころではなくて、この流れがずっと続くと考えないと対処できないと思います。今の若い人は大変だと思います。

○鈴木会長

少し原さんに聞きたいのですが、サクラエビが春頃にも産卵しているとおっしゃっていたのですが、それ以前は産卵は夏頃だという感覚でしたのですか。

○原委員

以前から注意していたのは、産卵傾向の頭黒の個体が見え

たときで、そのときは漁を控えるようにしていました。

それでも、実は、サクラエビは春先よりも前から、私たちの見えないところで産卵していたわけですよ。それを連続して獲ってしまった。昔は連続しても、量を制限して少しずつ獲っていたわけですが、その年は連続して量を獲ってしまいました。それで産卵する個体がいなくなってしまう、そうすると、資源は減るし、再生産もできなくなりました。相場も5万円から始まって、最終的に2万円まで落としてしまいました。

サクラエビの場合は、マーケットと相談しながらやっていると、どんどん資源が減ってしまいます。相場を下げればマーケットは広がりますが、それを毎年賄っていけるかというのを、どの辺で見極めるかだと思います。マーケットの大きさは、年間1,000トンが良いのか、1,500トンが良いのか、そういうことを相談しながらやっていると、10年後にはいなくなってしまう。

○日吉委員

原さんの言っていることは、その通りです。確かに、気候の変動とか潮の流れもあると思いますが、それは要因のひとつでしかないと思います。漁師はすぐ黒潮の蛇行と言いますが、それは要因のひとつであり、他にも要因はあると思います。

サクラエビの話は、今後10年につながる話だと思います。今は獲りたいですが、10年後とか、次の世代に残すためには、ある程度痛みを伴うことも必要になるのかなと思います。

○原委員

静岡新聞でも、富士川が原因だと取り上げられてきました。調査をしてみたら、他の河川の流量は減っている中で、富士川の流量はほとんど変化していません。養分などもそんなに変化していないと聞いています。環境の変化のみが要因だけではないと思います。

○高田委員

ひとつよろしいでしょうか。今、静岡県のキンメで困りごとがありまして、第二天竜の方で、三重県、愛知県の沖底が小型魚を乱獲しています。おそらく、こちら辺のスーパーで

も見ることもあると思います。

21年ですけど、遠州灘で89トン、熊野灘までで107トンの水揚げがありました。現在はそれ以上あると聞いております。

静岡県では、小型魚は28センチまでで自粛していますが、他では24センチか、もっと小さいのを獲ることができます。

資源がせっかく復活してきている中で、一網打尽に獲られてしまう。沖底だと魚種が指定されていないので、御前崎の仲間も困っていると聞いています。そういうようなことが、静岡県では起きています。

○西原委員

沖底は夜にやっちはいけないのだけれども、今までは愛知の2隻と焼津の1隻が沖底にはありましたが、焼津がやめてしまったので、三重県の船が来て、夜に操業しているそうです。そのような報告は受けていますが、大臣許可ですのでなかなか方法がないです。なかなか現場を押さえることができません。操業自体を見ることができないのが、沖底の実態です。海区でどうにかしたいですが、報告しかできません。

○金指委員

全然違う話ではありますが、少しよろしいでしょうか。この間、宮古島で魚のアラを捨てて捕まったというニュースがありました。皆さんはどう考えますか。

○鈴木会長

魚のアラは、海に捨てれば、魚の餌になると思っています。

○西原委員

うちのところの遊漁船では、サメの餌になるからやめています。サメの被害はすごいです。

○鈴木会長

サメより前の段階で、保安部は捨てた時点で廃棄物だと言っていました。

○日吉委員

船の上でやった内臓とかは、捕まらないと思いますが、丘に揚げた時点で産業廃棄物になってしまいます。昔、イルカのことで調べたことがあります。

○鈴木会長

そのニュースでは、逮捕されたのはどこですか。

- 金指委員 港だと聞いています。
- 伊藤事務局長 それは、日吉委員が言ったように陸に揚げているので違反になります。
- 西原委員 それは法律で禁止されているのですか。
- 鈴木伸洋委員 海洋法違反になると思います。
- 橋ヶ谷委員 私のところは、サバを獲るのに冷凍イワシを蒔いています。ですが、イワシは高いので、代わりにビールかすを蒔こうと思って、水技研が研究してくれたんですけど、結局それは頓挫になりました。
それは、運搬に問題があったためです。工場でビールかすをエサ袋につめてくれない。それでそのまま運ぼうとすると安全上の問題があります。私は、そこにお金が発生すればよかったですのではないかと考えております。
- 日吉委員 以前、サーモンの養殖会社で脱血を港でやっていたそうです。それで逮捕されたそうなんですけど、起訴はされなかったそうです。全国的にも同じような事例が日常になっているところもあるらしいので。
- 眞鍋委員 サクラエビの話ですが、35 ミリ以上は獲らないということなのですか。
- 鈴木伸洋委員 35 ミリ以上はすべての個体が産卵でき、成熟しているので獲っても良いということです。
- 眞鍋委員 それを獲らないようにするには、35 ミリ以上の編み目の網を使うんですか。
- 原委員 いいえ、漁の前に試験操業をして、それで決めています。調査はほぼ毎回、漁場ごとにやっています。

から次回

す。次回
は、本日
ります。
き網漁業
定してお

とですの

了しまし

ざいまし

閉会しま

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事
録署名人として署名押印する。

令和5年12月7日

議長

鈴木精



議事録署名人

鈴木伸洋



議事録署名人

金指治幸



